入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第８号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

発電所保護継電器ほか点検業務委託　一式

（２）業務の仕様

別添「発電所保護継電器ほか点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務の期間

契約締結日から令和９年３月19日まで

２　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項第１号から第３号までに規定する電気主任技術者の免状のいずれかを交付された職員を雇用し、業務責任者として本委託に従事させることができる者であること。

（５）平成27年４月1日以降に特別高圧の発電所若しくは受変電設備に係る各種試験・点検等を行った実績を有する者であること。

（６）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

３　契約担当部局

鳥取県企業局経営企画課

４　入札手続等

1. 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局経営企画課

電話　0857－26－7443　ファクシミリ　0857－26－8193

電子メール　kigyou@pref.tottori.lg.jp

1. 業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局工務課

電話　0857－26－7448　ファクシミリ　0857－26－8193

（３）入札説明書等の交付方法

令和７年６月11日（水）から同年６月24日（火）までの間にインターネットの鳥取県企業局ホームページ（http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和７年６月11日（水）から同年６月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

（１）に同じ。

 (４) 郵便等による入札

不可とする。

 (５) 入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和７年７月２日（水）午前10時即時開札。

イ　場所

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎２階）

５　入札に関する問合せの取扱い

1. 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより４の（１）の場所に令和７年６月17日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

1. 疑義に対する回答

（１）の質問に対する回答については、令和７年６月20日（金）に鳥取県企業局ホームページ（http://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/）によりまとめて閲覧に供する。

６　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、７の事前提出資料を作成の上、４の（１）の場所に令和７年６月24日（火）午後５時までに提出しなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出資料は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

７　事前提出資料

 　事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は１部とする。

1. 入札参加資格確認書（様式第１号）
2. ２の（４）及び２の（５）を証するもの（様式第３号）
3. 競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者においては、２の（６）

を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）

８　入札参加資格審査について

（１）６の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和７年６月26日（木）までに書面により通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和７年６月27日（金）午後５時までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和７年６

月30日（月）までに書面により回答する。

９　入札条件

1. 入札は、紙による入札とし、入札書（様式第４号）を使用すること。
2. 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記

載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税額を記載すること。

1. 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
2. 入札者は、入札金額は、訂正できない。
3. 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合（代表者以外の者が入札を行うとき）

は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第５号）を４の（１）の場所に提出すること。なお、開札日当日に持参する場合は、入札開始前に４の（５）イの場所に提出すること。委任状は、「委任状」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ提出すること。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

1. 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事　平井　伸治」とすること。
2. 再度入札は、２回とする。（初度入札と併せて３回とする。）
3. 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落

札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

1. 最低制限価格を下回る入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行

う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（10）入札参加者又はその代理人は、次にあげる手続きを行った上で、入札を辞退することが

できる。

ア　入札の執行前にあっては、入札辞退届（様式第６号）を入札執行者に提出又は入札の

執行者まで送付すること。

イ　入札の執行中にあっては、入札辞退届を入札執行者に提出すること。この場合におい

て、すでに入札書を提出した入札参加者又はその代理人については、辞退を認めない。

　　ウ　入札参加者は、入札を辞退したことを理由として、以後の入札に不利益な取扱いを受

けることはない。

（11）無効の入札書を提出した入札者は、再度入札に参加することはできない。

（12）入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

 (13) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（14）入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の４に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

　　　なお、財務規程第65条の５の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者の入札

（２）入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

（３）入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札

 (４) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

 (５) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

 (６) 入札に関して不正のあった者の入札

 (７) 記名押印のない入札書による入札

（８）入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認し難い入札書による入札

 (９) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12　適用される制度

　　最低制限価格制度（鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領による。）

13　落札者の決定方法

本件公告に記載のとおり。

14　契約書作成の要否

要

15　手続における交渉の有無

無

16　その他

1. 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税等に係る免税事業者届出書を提

出すること。

1. 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、

若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

1. 本件入札参加資格確認に係る事項の内容について、後日事実と反することが判明した場

合は、契約を解除する場合がある。

1. 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、

契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除

するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の１に相当する金額を発注者に支払わ

なければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会

する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合には、この限りでない。

1. 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
2. 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ　受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に委託業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

（６）10の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第７号）を、４の（１）の場所に提出すること。

17　支払条件

　　令和７年度支払額（消費税等を除く金額。以下同じ。）については、入札金額（消費税等を除く金額。以下同じ。）に下表の割合をかけて求めた額の百円の位以下を切り捨てた千円単位の金額とし、発注者が業務完了後に受注者へ支払う委託料は、令和７年度支払額に消費税等を加算した額とする。

　　また、令和８年度の委託料は契約額から令和７年度に支払う委託料を差し引いたものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 入札金額に対する令和７年度支払額の割合 | 53.2% |